

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第31号

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「第13条第 1項」を「第10条の 5若しくは法第13条」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「同項」を「これら」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。